

P3、P6及びP8について、  
委員の了承を得て文言を修正しています。

第2回 長良川遊水地河川環境調査検討会  
資料2

# 長良川遊水地（横越地区・池尻地区）の 整備に係る動植物の保全対策について

令和4年9月29日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川上流河川事務所

## ＜本検討会の目的＞

遊水地の整備にあたっては、事業箇所及び周辺を含めて環境調査を継続し、重要種の分布を確認するとともに、生態系に配慮して生息環境の保全に努めていくこととされている。

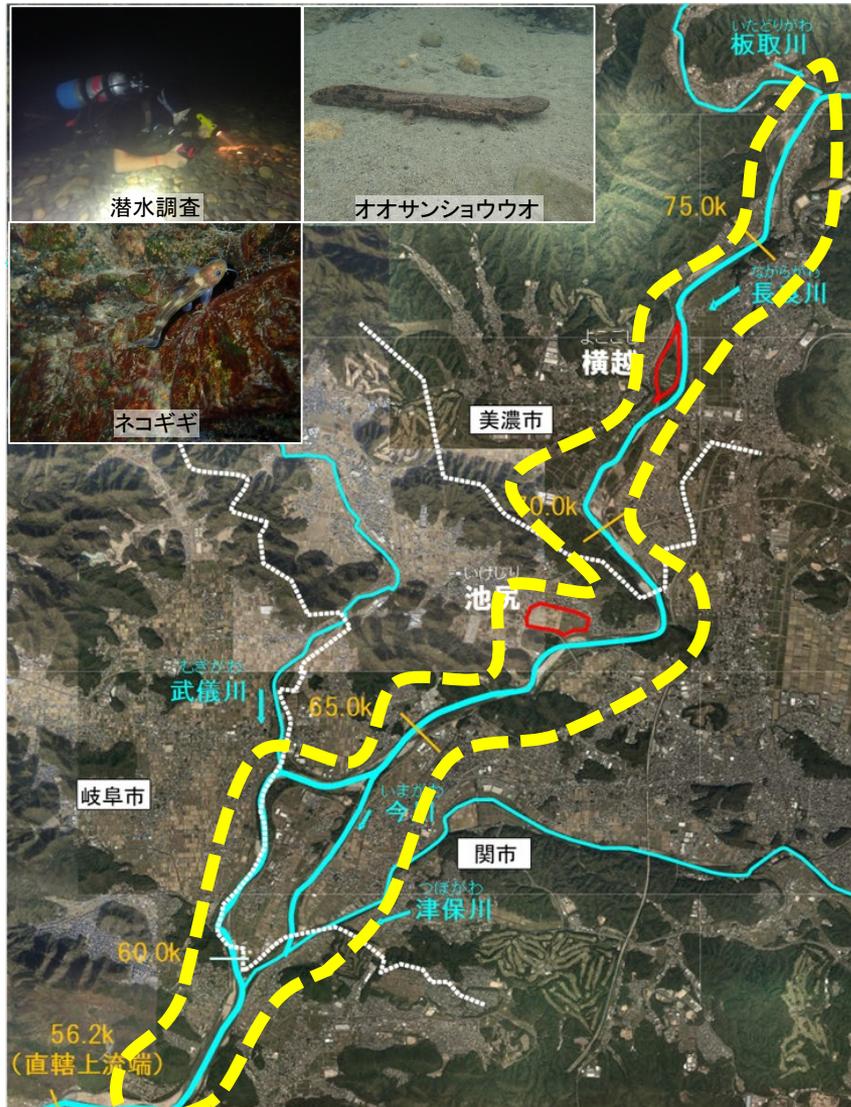
本検討会では、その具体的な手法を検討することを目的とする。

## ＜本検討会の検討事項＞

- 事業箇所及び周辺を含めた環境調査・対策手法の検討
- 重要種の分布の確認
- 継続的な環境調査への助言
- その他事務局が必要と判断したもの

- ・長良川中流域では国、岐阜県において環境調査を実施している
- ・実施した調査において、ネコギギ、オオサンショウウオをはじめとした重要種が確認されている

長良川約57～約80k間で実施された環境調査の位置図



長良川約57～約80k間で確認された重要種一覧

種類	種名	重要種カテゴリー		
		文化財保護法	環境省RL	岐阜県RDB
魚類	スナヤツメ類		VU	II or 準
	ニホンウナギ		EN	
	ヤリタナゴ		NT	準
	アブラボテ		NT	準
	ヌマムツ			準
	ウシモツゴ		CR	I
	カワヒガイ		NT	
	ぜぜら		VU	
	イトモロコ			準
	ドジョウ		NT	
	トウカイヨガタスジシマドジョウ		EN	
	アジメドジョウ		VU	
	ネコギギ	天然	EN	I
	アカザ		VU	
	サツキマス（アマゴ）			準
カジカ		NT		
チチブ			NT	
カマキリ		VU		
底生動物	マルタニシ		VU	準
	コシダカヒメモノアラガイ		DD	
	ナガオカモノアラガイ		NT	
	トンガリササノハガイ		NT	II
	マツカサガイ		NT	II
	キイロサナエ		NT	
コオイムシ		NT		
昆虫類	コオイムシ		NT	
	タガメ		VU	II
	コシロシタバ		NT	
	クロゲンゴロウ		NT	
	コガムシ		DD	
	ヤマトアシナガバチ		DD	
ヤマトスナハキバチ本土亜種		DD		
鳥類	ヒクイナ			準
	カイツブリ			準
	ケリ		DD	
	ミサゴ		NT	
	オオタカ		NT	準
	サンバ		VU	準
	ハチクマ		NI	準
ハヤブサ		VU	準	
両生類	オオサンショウウオ	特天	VU	II
	トノサマガエル		NT	
爬虫類	ニホンイシガメ		NT	準
哺乳類	カヤネズミ			準
植物	クヌギ			不足
	ミズマツバ		VU	

文化財保護法 特天：特別天然記念物、天然：天然記念物  
 環境省RL (2018) CR：絶滅危惧 I A類、EN：絶滅危惧 I B類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足  
 岐阜県RDB (2010) I 類：絶滅危惧 I 類、II 類：絶滅危惧 II 類、準：準絶滅危惧、不足：情報不足

出典：長良川自然環境調査 (H13；魚類、底生動物、昆虫類、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類、植物) 【岐阜県】  
 河川水辺の国勢調査 (H12；魚類) 【国交省、岐阜県】  
 長良川中流部環境調査 (H27～R1；魚類、底生動物、昆虫類、鳥類、植物) 【国交省】  
 ※赤色アンダーラインは、令和元年度木曾川水系流域委員会後に新たに確認された重要種

・長良川遊水地の整備における河川環境保全の基本的な考え方は以下のとおり

①生息地が直接改変される範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査 個別調査	水辺の 国勢調査	水辺の国勢調査 (必要に応じ個別調査)	水辺の 国勢調査	水辺の国勢調査	
対策	移植※	移植※	(必要に応じ保全対策)	—	—	

※具体的な移植対象種は第2回検討会以降に選定する。

②生息地が直接改変されないが、土砂移動や濁水等の間接的な影響を受けると考えられる範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査		水辺の国勢調査 (必要に応じ個別調査)	水辺の 国勢調査	水辺の国勢調査	
対策	—		(必要に応じ保全対策)	—	—	

③生息地が直接改変されず、土砂移動や濁水等の間接的な影響も受けないと考えられる範囲

工程	整備前		整備中		整備後	
	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種	重要種	その他の確認種
調査	水辺の国勢調査					
対策	—					

## ＜第1回検討会での主な意見＞

(事前調査について)

- 整備前の環境について、現況調査はなるべく工事にかかる直前に実施し、工事終了後の調査は、従来から行われている水辺の国勢調査(河川版)に基づいて実施すればよい。
- 対象種について事前に整理しておくことが必要である。対象種によって保全方法等の対応は異なってくると思われる。

(場の評価について)

- 水生生物の移動性を考えて範囲が定められて、しっかりとした調査がなされており、それらの結果から、それぞれの場所が生態系の中で果たしている機能にも着目しておくべきである。
- 整備による洪水時の流れ方や土砂の移動状況の変化も見据えながら、環境機能保全方策の内容を詰めていきたい。

## ○第1回委員会（令和3年12月24日）

- 本検討会の背景・目的
- 横越地区、池尻地区の環境特性
- 長良川遊水地事業における河川環境保全の基本的な考え方について

## ○第2回委員会（令和4年9月29日）

- 横越地区、池尻地区の生態的な機能と影響範囲について
- 保全対象種の選定について
- 保全対象種の移植先について
- 移植対象種の事前調査について

## 長良川本川

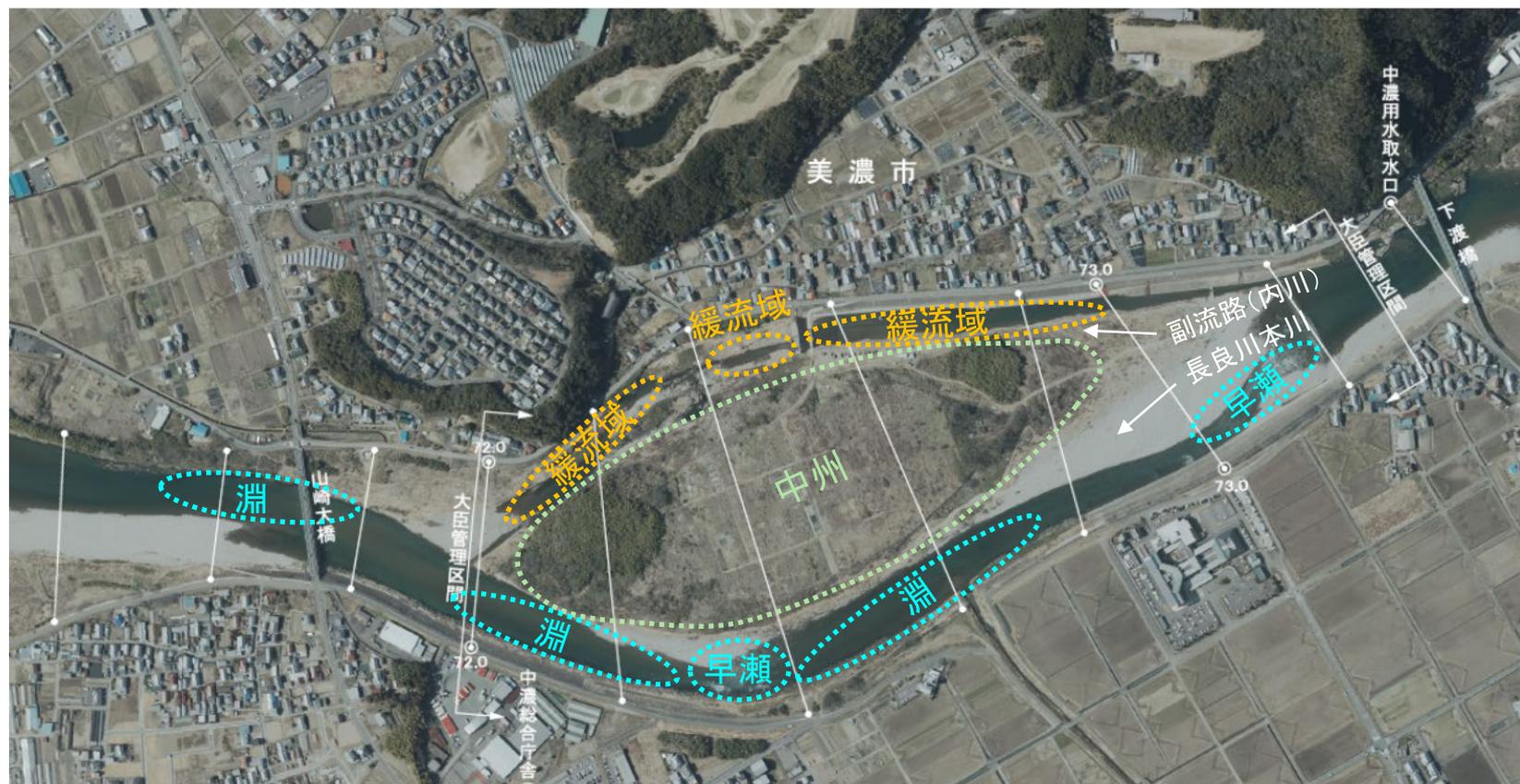
- ・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。また、流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能を有していると推定される

## 副流路(内川)

- ・緩流域を好む魚類の生息・繁殖場、湧水を必要とする魚類の越冬場や産卵場、魚類全般の出水時の避難場としての機能を有していると推定される

## 中州

- ・平常時は河原植物の生育場や猛禽類の餌場としての機能が想定される。大規模な出水時には冠水し、生物の一時的な避難場等としての機能を有していると推定される



○横越地区における遊水地事業の影響範囲は以下のとおり。

①生息地が直接改変される範囲	②間接的な影響を受けると考えられる範囲	③間接的な影響も受けないと考えられる範囲
1. 周囲堤及び越流堤整備箇所 2. 遊水地内掘削箇所 3. 遊水地前面の河道掘削箇所 4. 左岸堤防老朽化対策箇所 ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する	影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う  71.4k～下渡橋までを設定 ※モニタリングにより変更する場合がある	①、②以外の範囲



※令和4年9月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

## 長良川本川

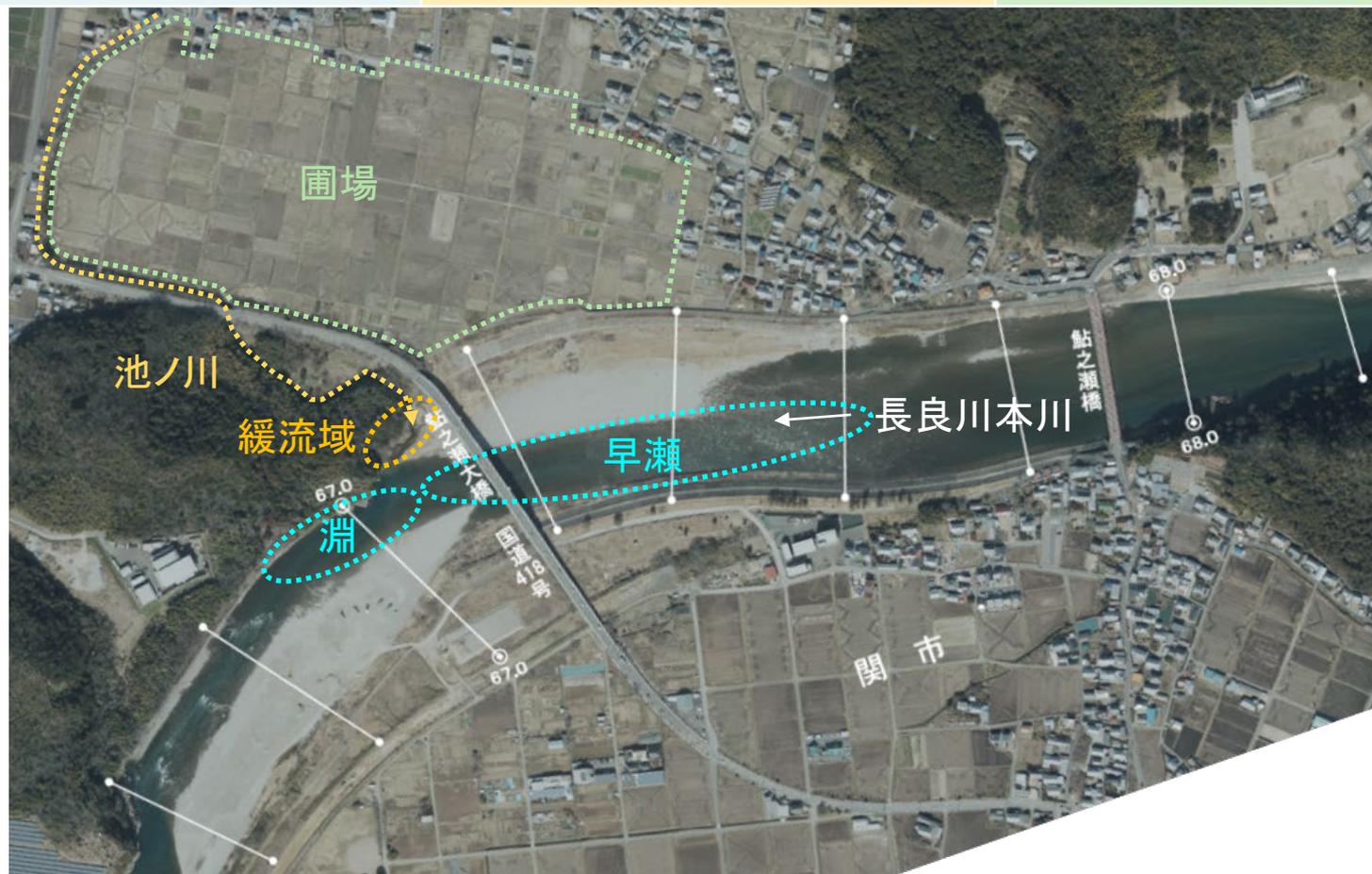
- ・早瀬は魚類の生息場や繁殖場、多くの底生動物の生息場の機能が想定される。また、流れの緩やかな瀬から淵は、両生類の隠れ家としての機能を有していると推定される

## 池ノ川

- ・二枚貝類が生息し、魚類の生息場や繁殖場としての機能を有していると推定される

## 圃場

- ・両生類や昆虫類や魚類の繁殖場や成育場、湿地性植物の生育場としての機能を有していると推定される



○池尻地区における遊水地事業による影響範囲は以下のとおり。

## ①生息地が直接改変される範囲

1. 周囲堤及び越流堤整備箇所
  2. 遊水地前面の河道掘削箇所
- ※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する

## ②間接的な影響を受けると考えられる範囲

影響を受けると考えられる範囲を仮設定し、モニタリングを行う

66.6k～鮎之瀬橋までを設定  
※モニタリングにより変更する場合がある

## ③間接的な影響も受けないと考えられる範囲

①、②以外の範囲



※令和4年9月時点の想定範囲を図示したもので、今後変更の可能性がある

○直接改変を受ける範囲での移植する種の方方は以下のとおり。

## ＜法律・条例により採捕・移植が必要な重要種＞

### ①法律・条例により、採捕・移植が必要な重要種（個別調査）

- ・ネコギギ(文化財保護法 天然記念物)
- ・オオサンショウウオ(文化財保護法 特別天然記念物)
- ・ウシモツゴ(岐阜県希少野生生物保護条例 指定希少野生生物)

## ＜工事实施前に可能な限り採捕・移植する重要種＞

### ②自ら避難することが困難な重要種

- ・植物、底生動物(貝類)

### ③上記以外の水中に生息する重要種

- ・魚類、両生類、爬虫類、底生動物(貝類以外)
- ・水中に生息する昆虫

## ＜移植対象外＞

### ④移動能力が高く、自ら避難することが可能な重要種

- ・鳥類
- ・哺乳類
- ・陸上に生息する昆虫

○長良川中流域で確認された重要種の移植の考え方を整理した。

種名	重要種・注目種カテゴリー					法律・条令により移植が必要な種			可能な限り移植する重要種			移植対象外
	文化財保護法	岐阜県条令	環境省RL	岐阜県RDB	流域委員会※	①法律・条令指定の重要種			②自ら避難が困難な重要種		③右記以外の水中に生息する重要種	④自ら避難が可能な重要種
魚類												
スナヤツメ類			VU	準							●	
ニホンウナギ			EN								●	
ヤリタナゴ			NT	準							●	
アブラボテ			NT	準							●	
ヌマムツ				準							●	
ウシモツゴ		指定	CR	I		●						
カワヒガイ			NT								●	
ゼゼラ			VU								●	
イトモロコ				準							●	
ドジョウ			NT								●	
トウカイコガタスジシマドジョウ			EN								●	
アジメドジョウ			VU								●	
ネコギギ	天然		EN	I		●						
アカザ			VU								●	
サツキマス (アマゴ)				準							●	
カジカ			NT								●	
チチブ				NT							●	
カマキリ			VU								●	
底生動物												
マルタニシ			VU	準					●			
コシダカヒメモノアラガイ			DD						●			
ナガオカモノアラガイ			NT						●			
トンガリササノハガイ			NT	II					●			
マツカサガイ									●			
キイロサナエ			NT								●	
コオイムシ			NT								●	
昆虫類												
コオイムシ			NT								●	
タガメ			VU	II							●	
コシロシタバ			NT								●	
クロゲンゴロウ			NT								●	
コガムシ			DD								●	
ヤマトアシナガバチ			DD								●	
ヤマトスナハキバチ本土亜種			DD								●	
鳥類												
ヒクイナ				準								●
カイツブリ				準								●
ケリ			DD									●
ミサゴ			NT									●
オオタカ			NT	準								●
サンバ			VU	準								●
ハチクマ			NT	準								●
ハヤブサ			VU	準								●
両生類												
オオサンショウウオ	特天		VU	II		●					●	
トノサマガエル			NT								●	
爬虫類												
ニホンイシガメ			NT	準							●	
哺乳類												
カヤネズミ				準								●
植物												
クヌギ				不足							●	
ミズマツバ			VU								●	
カワラハハコ					○						●	
カワラヨモギ					○						●	

○移植先については、近傍の生息に適した箇所とする。

## <移植先の選定>

①-1法律条令に係る重要種であり、長良川に生息し、自ら移動可能な種(オオサンショウウオ、ネコギギ)



長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境

①-2法律条令に係る重要種であり、分布域が限定的で、自ら分布域への移動が困難な種(ウシモツゴ)



本種の生息する環境(周辺のため池等)

②自ら移動困難な種  
(カワラハハコ、カワラヨモギなど)



長良川で、これまでに確認された礫河原や生育に適した環境  
または種子散布を実施

③水中に生息する重要種  
(イトモロコ、アジメドジョウ、アブラボテなど)

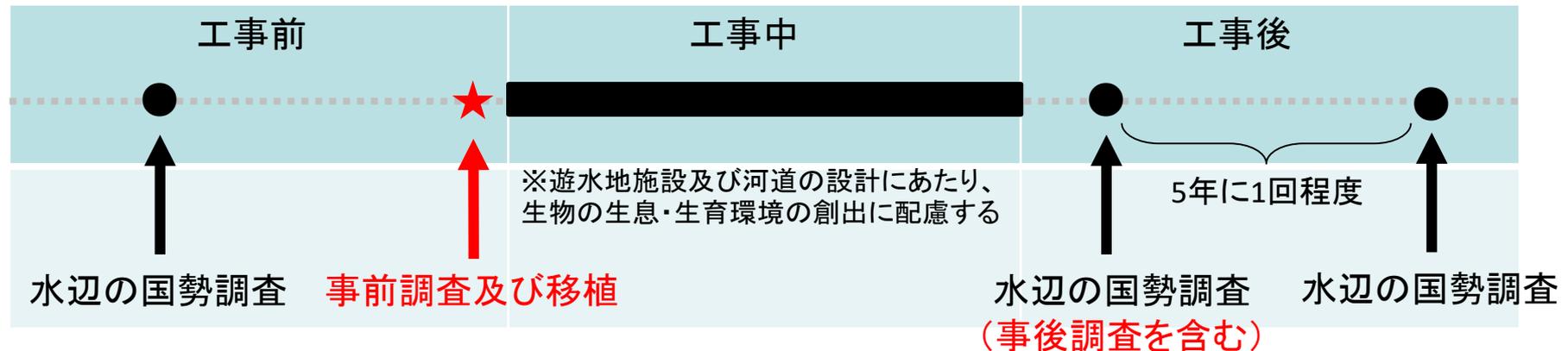


長良川で、これまでに確認された環境や生息に適した環境

※遊水地施設及び河道の設計にあたり、生物の生息・生育環境の創出に配慮する

## <事前調査及び移植について>

- 第1回検討会でのご意見を踏まえ、工事を実施する直前に事前調査を実施する。
- 調査は河川水辺の国勢調査に準じて実施する。



## <検討会について>

第3回検討会以降、以下の項目について報告

- 事前調査及び移植の実施報告
- モニタリング結果の報告
- その他、事務局が必要と判断したもの